

市従発 第23号

2022年5月12日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市従業員労働組合  
執行委員長 藤本

## 2022自治労現業統一闘争に関する要求書

自治労は、2022現業・公企統一闘争を産別統一闘争として「住民の未来に貢献できる、自治体責任による質の高い公共サービスの確立」を基本的な目標に掲げ「職の確立」を基本とする「新たな技能職」への取り組みと「より質の高い公共サービス」の提供に必要な人員確保や賃金・労働条件の改善をめざすため、個別の具体取り組み指標を設定し、全国で闘争体制の強化を図ることとしています。また、長年の退職不補充や任用替えなど、合理化の矢面に立たされてきた現業・公企職場の最重要課題は人員確保であることから、2018現業・公企統一闘争より、人員確保の取り組みをさらに推進するため、春段階から年間を通じた取り組みを進めてきています。そうしたことから、2022現業・公企統一闘争においても、第1次、第2次の取り組みゾーンを設定し、通年的な闘いの強化を図ることを確認しており、市従としても、自治労方針を積極的に推進するため、要求事項を設定し取り組みを進める所存です。

近年、全国各地で想定を超える大規模自然災害が頻発する中、大阪市では「大阪市地域防災計画」や「大阪市地域防災アクションプラン」を設定し、防災・減災対策を推進するとしています。しかし、こうした災害対策を推進する一方で「市政改革プラン3.1」では、新たに、改革プラン終了以降の目標として、直営業務を精査し技能職員を半数程度に削減するとの考えを示しています。さらに、技能職員の採用については、職員の高齢化等の課題を踏まえ採用のあり方について、今後、検討を行うとの考えも明らかにしています。

市従は、直営体制を基本に「質の高い公共サービス」を提供し、全ての市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが、基礎自治体である大阪市としての、公的役割と責務であると認識しています。そうしたことから、災害時の対応も含め、より質の高い公共サービスの提供体制を確立するためにも、技能職員がこれまで培ってきた、技術・技能・知識・経験を継承していくことは必要不可欠であり、業務に必要な人財を確保するため、技能職員の採用凍結解除を行うよう強く求めます。

また、新型コロナウイルスの感染状況は収まるどころか急激に拡大し、職員自身の罹患にとどまらず濃厚接触者となるなど、多くの職員が自宅待機を余儀なくされました。市従組合員の担っている業務は、市民生活にとって無くてはならないものであることから、こうした極めて逼迫した状況下にあっても、市民生活を守るために、懸命に業務を遂行しています。大阪市として、こうした職員の努力をしっかりと評価し、受け止めるよう求めておきます。

この間、市従は、組合員の生活と権利を守ることはもとより、市民福祉の向上と市民のための市政改革、市政運営の発展に寄与することを第一義に、大きく変貌する時代に対応すべく、市民に必要とされる公共サービスの確立を図る取り組みを進めてきています。引き続き、市民が求める「質の高い公共サービス」を提供していくため、さらなる現業職場活性化運動に邁進する決意です。

政令指定都市である大阪市として、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するよう強く要請し、下記の要求項目の実現に向けて誠意を持って対応されるよう要求致します。

## 記

1. 自治・分権・参加を基本に、住民生活に欠かすことのできない公共サービスについては、直営を基本としつつ、基礎自治体の責任を明確にし、公的役割を果たすこと。また、多発する自然災害への対応も含め市民の安全と安心を守るために必要な要員を確保すること。
2. 経営形態の変更及び事務事業の見直しに伴う組合員の身分・勤務労働条件の変更については、本部一総務局間及び、支部一所属間において労使合意を基本に十分な交渉・協議を行うこと。
3. 「質の高い公共サービス」を提供するため、研修体制の充実と業務における権限の付与や裁量権を拡大するとともに、現業管理体制を一層、充実・強化すること。
4. 新型コロナウイルス感染拡大に伴い市民サービスを低下させず、公共サービスの円滑な業務を遂行することはもとより、多種・多様化する市民ニーズに即応するため、技能職員の持つ知識や技能・技術や経験を最大限いかせるよう、組合員の勤務労働条件の改善について、本部・総務局間及び、支部・所属間で労使合意を基本に十分な交渉・協議を行うこと。
5. 組合員が「働きがい・やりがい」を持てるよう、技能労務職給料表1級から2級への昇格条件を早急に改善するとともに、55歳以上の昇給を再開すること。また、2級班員制度については、都度の検証を行うことはもとより、より良い制度となるよう必要な改善を図ること。
6. 全区役所における区・事業所・地域の有機的な連携を可能とするために区における現業職域の体制充実を図ること。区役所改革については、区行政連絡調整会議（同小会議）・現業職場事業所等連絡会議（現業連）の設置経過を踏まえ、地域・市民ニーズに即した事業の企画・立案と各区、各事業所間の連携により、市民サービスの向上を図ること。
7. 「職員基本条例」に基づく人事考課制度における相対評価を廃止すること。人事評価制度については「公平・公正性、透明性、客観性、納得性」を確保し、人材育成を主眼として、個々人の資質向上を図るための制度とすること。
8. 技能職員の所属間人事交流については、人材育成と職場活性化の観点から、制度趣旨に基づいた実施となるよう都度の検証を行うこと。
9. 業務実態に基づく要員配置を行うとともに、要員の見直しに伴う勤務労働条件については十分な労使協議を行うこと。
10. 会計年度任用職員制度については、勤務労働条件をはじめ待遇改善に向け、引き続き、労使で十分な交渉を行うこと。
11. 定年延長および高齢期の雇用制度のあり方については、国とは異なる技能職員の業務実態を十分に踏まえ、65歳まで安心して働き続けられる職場環境と多様で柔軟な働き方が可能となり得る雇用制度の確立に向け、労使での十分な交渉・協議のもと構築すること。さらに、定年退職後、再就職を希望する全職員の雇用を確保するとともに、再任用制度の充実・改善を図ること。

12. 新型コロナウイルス感染防止については、市民および職員の安全を確保するためにも、業務執行体制を構築することはもとより、職員が安心して業務に従事できるよう、労働安全衛生面に十分配慮した職場環境の整備を図るなど、最大限の対策を講じること。
13. 賃金・労働条件をはじめ、あらゆる差別を撤廃し、大阪市として主体的に現業労働者の生活と地位の向上を図るとともに、大阪市の公共サービスに携わる全ての職員の勤務労働条件の改善を図ること。
14. すべての労働災害・職業病を一掃するという強い決意を持って労働安全衛生管理体制の充実・強化を図り、現場実態に即した労働災害防止対策を講じること。また、労働安全衛生上必要な物品に対する備蓄の充実を図ること。
15. 労働安全衛生面に十分に配慮し、作業実態に見合った作業服等を貸与すること。
16. 労使関係については、法令を遵守し、「労使対等の原則」「相互不介入の原則」「労使自治の原則」「相互理解の原則」等に基づくこと。

以 上

# 2023年度作業服等の改善に向けた要求事項

## 1. 作業服について

- (1) 労働安全衛生面に十分に配慮した作業服を貸与すること。
- (2) 作業実態に見合った作業服とすること。
- (3) 生地・デザイン・部分改正など、より一層の改善を図ること。
- (4) 規格寸法の厳守と拡大を図ること。また、縫製を厳格にすること。
- (5) リサイクル素材の改善を図ること。
- (6) 特に消耗の激しい職種については貸与増とすること。

## 2. 防寒衣について

- (1) 生地・デザインの改善を図ること。
- (2) 縫製を厳格にすること。
- (3) リサイクル素材の改善を図ること。
- (4) 対象職種の範囲拡大をすること。
- (5) 厳寒職場について貸与期間、職種に見合った貸与などを検討すること。

## 3. 作業帽子について

- (1) 対応職種に見合った帽子に改善すること。また、供給品目と対象職種の範囲を拡大すること
- (2) 類別変更を認めること。

## 4. 作業靴について

- (1) 作業実態に基づく、良質な素材を使用した優良な製品を貸与すること。
- (2) 供給品目と対象職種を拡大すること。
- (3) 消耗の激しい職種に対し、貸与増とすること。
- (4) 業者変更に影響されないよう規格寸法を一定とすること。

## 5. 備蓄制度について

- (1) 備蓄対応のさらなる充実を図ること。

## 6. 交付日について

- (1) 決定されている貸与期日までに必ず貸与すること。
- (2) 人事異動に伴う被服貸与は、異動日に必ず貸与すること。
- (3) 新規採用者に対する被服貸与は、配属日に必ず貸与すること。

## 7. 検査について

- (1) 被服全般の検査・検収を強化すること。

## 8. 労働安全衛生面からの充実について

- (1) 職場環境整備として、洗濯機、乾燥機、石鹼等の設置および設置場所の確保を各局に指導すること。

## 9. 作業被服等の予算確保について

- (1) 作業被服等、労働安全衛生面に関する十分な予算の確保を行うこと。

## 10. 各所属交渉について

- (1) 総務局は、各支部・所属交渉における内容を十分尊重し、合意事項の早期実現に向けて努力すること。